

宇都先生の安全保障に関する講義を聴講して

1. はじめに

・宇都先生へ 日々お忙しいところ、国防・安全保障に関するご講義をありがとうございました。先生の熱意のこもった説明には私の心に大きく響くものがありました。本レポートでは講義の中で特に話題となった、①「国」という漢字の意味、②「軍隊」と「警察」の違いについて、私の考えを含めた内容で論じたいと思います。

2. 「国」という漢字の意味について

・私たちは日常生活の中で常用漢字を一般的に利用している。古来、大陸から伝来した漢字は国民に分かりやすくするため簡易化が進み、過去に何度も修正されている。そのため、現代では本来の漢字の意味が非常に分かりにくくなっている。例えば、私の名前の1文字である「広」という漢字は自分の父親も同じ読み仮名で「廣」という漢字を用いている。私は漢字博士でないため漢字の詳しい成り立ちは分からないが、「廣」から「広」へ修正されている経緯を考えると、恐らく本来の漢字の意味を示しているのは「廣」ではないかと思われる。

今回、宇都先生は「国」という文字の意味を解釈するにあたり、「國」という漢字を使用されました。「國」には、①領土、②城壁を守る兵士、③武器をとる権利、以上①～③の3つの意味があります。言い換えると、領土、国民、主権という国家の3要素が含まれていると説明してくれました。この説明を聞いて、「国」の本質とは何か、また「憲法」の本質とは何かについて問われると、大多数の国民はこの本質を深く理解していないのではないかと思われる。

これを政治の分野に置き換えて考えると、「議員」「議会」とは何かという本質にたどりつく。「議員」「議会」は民主主義を機能させる役割を果たすとともに、その本質は「立法権」（憲法第94条の条例制定権）を与えられていることにある。しかし、大多数の「議員」は職務を執行するにあたり根本的な本質を失いかけている（＝議員が立法行為を行うことは極めて少ない）と思われるため、「立法権」は行政権を担う官僚に依存しているという現実的な結論に辿り着く。さらに、私も過去に大学で「地方議会の役割」について様々な資料から説明（＝主に条例制定権を中心）した講義を聴講したことがあった。その時、この講義の教員は「地方議会」は本来の役割を果たしていないとの結論づけをした。

このように、宇都先生は「国」とは何かという解釈を通じて、その本質を問いただしてくれました。これは改めて身の回りで起きている物事の本当の意味を再度深く考えさせてくれる非常に貴重な講義となった。

3. 「軍隊」と「警察」の違いについて

・宇都先生は講義で、「軍隊」と「警察」の違いについて以下のように結論づけました。

	守るべきもの	誰から守るもの	どういう行動	目的
軍隊	国家の独立	他国軍	戦闘	国の存続
警察	市民	犯罪者	抑止（逮捕）	治安維持

また、さらに先生は現在の「自衛隊」は「軍隊」ではないと発言された。すなわち、この発言と上記の表から、現在の日本という国家は犯罪者から市民の治安を守る組織や機能を有しているが、国家の独立や国の存続を担保する組織や機能がないに等しい状態であると解釈されたことになる。この点を実際に憲法の条文から考えてみると、確かに「軍隊」に関連する条文は憲法第9条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）の1条しか存在しない。しかし、人権保障の観点から考慮した「警察」に関連する憲法上の条文は、第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）、第31条（法定手続きの保障）、第33条（逮捕に対する保障）～第40条（刑事補償）など非常に多いことが分かる。

上記のことを考えると、現在の日本国憲法は本来国家として極めて重要な「独立」や「存続」を守る「軍隊」（国防軍）に関してほとんど配慮しておらず、その一方「警察」権力から人権を守ることに極めて大きな配慮をしている。私としては、両者が同じくらい重要であるとの考えを持っていることからしても、現行の日本国憲法は両者のバランスが非常に崩れた内容であり、さらに内容そのものも矛盾している面があるように思えてならない。

やはり、憲法は人権保障のみならず、国家にとって最も重要な「独立」や「存続」を維持・継続するために、他国の侵略から日本国を守ることを宣言するとともに、それを担保する「国防軍」の明記や必要な統治機構を条文に反映させても良いのではないかと考えられる。

このように、宇都先生の講義を聴講して、なぜ自民党は憲法第9条の文言に「国防軍」の明記をこだわり続けるのかについて、その本質的な部分を理解させて頂きました。